

木耐の耐震補強に関するルールの改訂について (2020.11.1)

① N値計算用の壁倍率（根拠：建告第1100号別表第4）

土壁厚 40～50（A） 0.5

土壁厚 50～70（C） 1.0

土壁厚 70～90（E） 1.5

※令和3年3月までは経過措置として、土壁（厚み関係なく）壁倍率0.5の使用も可とする

ただし、その場合は②の補強しない壁の接合部1を採用することはできない

② 補強計画時に、補強しない柱接合部においてもN値計算を行い許容耐力内であれば「接合部1」としてよい

平屋建てで土壁が連続する中間柱では引抜きは生じないので、N値計算を省略できる

ただし端部の柱については引抜きの検討を要する

③ 筋交い・合板を設置した箇所

木舞を傷めた場合 … 評価出来ない

仕上塗壁のみハツリ、荒壁及び木舞を傷めず土壁厚を残す場合

復旧なし…C→A（N値計算用壁倍率0.5）

復旧あり…C→C（N値計算用壁倍率1.0）

※ 筋交い+合板とした場合や既設筋交いが裏面（外壁面など）に入っている可能性がある部分は注意が必要

④ 基礎の補修・補強（根拠：建防協発行 木造住宅の耐震補強の実務 P83）

軽微なひび割れ・・・エポキシ樹脂等による補修

1mm程度のひび割れの場合・・・4.5mm以上のステンレス鋼板、または普通鋼板（SS400）で

あと施工アンカーを10本以上用いた補修・補強

（無筋ひび割れ(3)→無筋健全(2) または鉄筋ひび割れ(2)→鉄筋健全(1)）

1.5mm以上の割れが連続している場合・・・〈無筋コンクリートの場合〉

- ・鉄筋コンクリート造の基礎に変える
- ・外側または内側から鉄筋コンクリート造の基礎を増打ちする

(ひび割れ部分のみ 無筋ひび割れ (3) →無筋健全 (2))

両側半間伸ばす 無筋ひび割れ (3) →鉄筋健全 (1)

玉石基礎の場合・・・構造用合板又は筋交いと金物の足固めを用いて柱脚部を固め、鉄筋コンクリートの底盤を打設して基礎部分の一体化を図る (玉石基礎 (3) →無筋健全扱い (2))

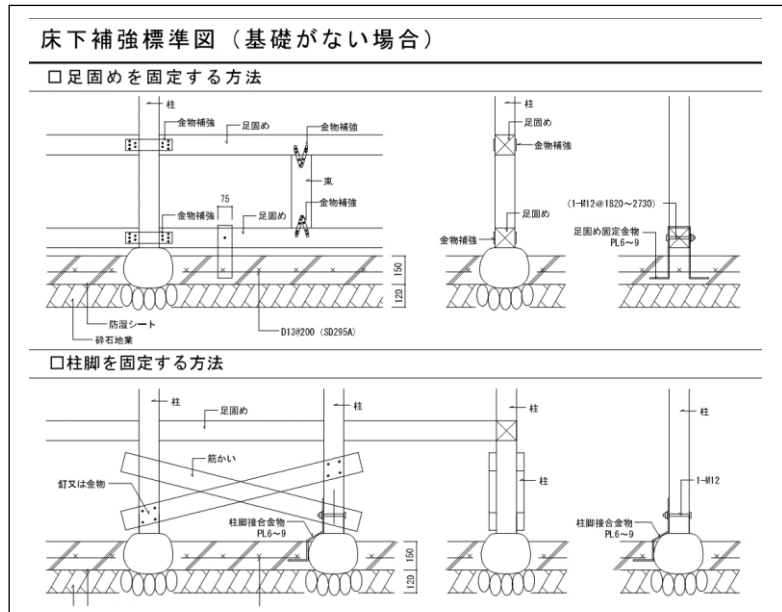
※構造用合板または筋交いと金物の足固めを用いて柱脚部を固める工事のみの場合

玉石基礎 (足固めなし) (3) →玉石基礎 (足固めあり) (3) となる

### 玉石基礎足固め補強図

従来：コンクリート補強が必須

改訂：足固めをすれば基礎Ⅲにて補強が可 (ただし引き抜きが生じるものは不可)



### 建物荷重について

一般的な土壁・土葺き屋根の住宅の場合、  
屋根 2.0 外壁 1.2 内壁 0.6 での直接入力可とする

※より正確な数値を求める場合は建物重量を詳細に拾うことを推奨する

2024.9.1 改定

この荷重は採用できません

⑤ 準耐力壁 (天井・床そのまま) 補強を用いる場合、補強計画書内に「基礎・小屋梁・アンカーボルト等」の調査確認等についてのコメント記入が必要となる